人権週間•同和問題特集



編集/企画部広報課 足立区千住一丁目4-18 〇 (882) 1 1 1 1 第二庁舎 〇(889)6161

お互いの人権を尊重し差別

のない社会を

2 同和問題

相手の立場を考えて

かな人間関係をつくろう

豊かな人間関係をつくる基本である

正しい理解と認識から 明るい社会をつくろう



的人領は おれているでし

市民的権利、自由の侵害にほかなら

部落差別とは、ひとくちに言えば

しめているのです

るなど、同和地区出身の人たちを苦 妨げられ、生きる望みすらも断たれ 用し、関連しあって、結婚や就職を

生みだしている、まことに不合理な

ものなのです。

にまで尾を引いて残り、今も差別を しつけられた身分制度の影が、現代

刻にして重大な社会問題である」 障されていないという、もっとも深 におかれ……、何人にも保障されて 経済的社会的文化的に、低位の状態

態的差別があげられています。

さらに、これらの差別が相互に作

の支配者の都合によって、民衆に押

同和問題は、歴史的にみても、

いる市民的権利と自由を、完全に保

けを強く主張し、他人の権利を軽視 する傾向がみられます。 考えなければなりません。 に認められなければならないことも きていくことはできません。 生活が成り立ち、自分一人だけで生 すが、他人にも同じ権利が同じよう これを忘れると、人間としての連 自分の権利を主張するのも当然で 人間は、互いに関連し合ってこそ 近頃ややもすると、自分の権利だ

り、円満な生活ができなくなってし 帯感をそこね、社会生活にひびが入 そこで、わたしたちは、お互いに ります。

偏見や先入観にとらわれず、理解と

立って、特に基本的人権について、 強く明記しています。 その第十一条では、国民はすべて 日本国憲法は、民主主義の理念に

権を侵すことになることを、一人ひ 感から、さまざまな差別を生じ、人 ことを認識しなくてはなりません。 とりが正しく理解することが大切で そして、いわれのない偏見や先入

しあわせであることがわたしたちの 願いです。 しかし、今日の社会には、根強く すべての人が人間として尊重され

残るいろいろな不合理や不平等があ

会の歴史的発展の過程において、形

「いわゆる同和問題とは、日本社 同和問題とは

や意識のうちにある言葉、文字、身

そして、差別には、人びとの観念

成された身分階層構造に基づく差別

される、生活環境の悪さ、不安定な 区の人たちの生活のなかで明らかに ぶりであらわす心理的差別と同和地

職業、低い教育・文化水準などの実

えません。

出版物や落書きも見られる現状では 今日でさえ、差別を助長するような の制定から、すでに十二年余を経た

しかし、同和対策事業特別措置法

とても十分に理解されているとは思

により、日本国民の一部の集団が、

人権と差別

問題という重大な社会問題が起きて に対する偏見があり、そこから同和 自由と権利が不当に侵されていると た身分制度にはじまる差別がもとで、 いうことなのです。 今でもなお厳しい状況にある人たち なかでも、封建制度下で強制され 人間平等の 原点に

本的人権」として保障しています。 結婚の自由、健康で文化的な生活を とし、さらに居住、移転、職業選択、 社会的関係において、差別されない 地により、政治的、経済的、または 信条、性別、社会的身分、または門 は、法の下に平等であって、 とし、第十四条では、すべての国民 の基本的人権の享有を妨げられない 営む権利、教育の機会均等などを「基 人種、

全参加と平等を実現しよう」をスローガンに行われています。

の共存―互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう」 「部落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」「障害者の完

第三十三回人権週間は、十二月四日から十二月十日まで、「人権

自由と平等の理念を、今もう一度よく考え、豊かな人間関係と差

別のない社会をつくりましょう。

無関係に、憲法で保障された人間の 平等に欠けるものが残っており、 体の障害や貧困、民族・人種など、 しむべき事実となっています。 これらはともに、本人の責任とは しかし、現実には、男女差別、 悲

現代に生きて、自由と平等を願う 差別のはじまりです。

重され、明るい社会をつくることに がとりもなおさず、自分の権利が尊 ることを、 つながります。ですから、わたした 他人の権利を尊重すること、それ

なのです。 正しい認識と理解をもつことが大切 ち一人ひとりが、同和問題について、

わたしたちは、人間が人間を差別す ひとごとと思えないはず

立とう

策事業の本旨を理解して、 推進すること」としています。 別措置法を制定し、同和問題の解決 題の解決を国民的課題としていま なければならない」と定め、同和問 業の円滑な実施に協力するよう努め は、国や地方公共団体の責務である 権を尊重するとともに、同和対策事

されており、そのため精神的・経済 的に苦しんでいる人達がいます。 また、「すべての国民は、同和対 しかし、現在でも、まだ差別が残 このため、国では同和対策事業特 「迅速に計画的に同和事業を 基本的人

分差別を徹底しようとしまし っきり他の人々と区別し、身 の移転を禁止することで、は として居住地を制限し、住居 自由業などの人々を低い身分 う身分をおき、皮革工芸や、 さらに「えた」「ひにん」とい 商という身分制度をつくり、 これが土地にまつわる部落 徳川幕府は、士・農・工 支配者の政策によって、 ようとしました。 支配者はそれをそらすために 民や町民とは変ったものにし ときには髪形や衣服まで、農 や水利権の制限、通婚の禁止 りだされたものなのです。 宗教行事からの除外、入会権 差別を強化し、職業の制限、 から農民の不満が高まると、 さらに、重い年貢や生活苦 このように、部落差別は、

同和問題

て真剣に取り組むことが必要です。 て十分に考え、自分自身の問題とし

もう一度、誰れもが平等であり、

主義の基本でもあるこの問題につい

そこで、人権週間にあたり、

性別・身分などによって差別されず

であるという基本的人権は、安泰で 私たちの日本は、経済大国として

る権利、居住および移転の自由、結

の自由、教育の機会均等が保障され

「市民的権利、自由とは職業選択

婚の自由などであり、これらの権利

と自由が、同和地区住民に対して完

も知れません。 あると多くの人びとは考えているか 発展を続けています。 そして、国民は自由であり、 解決のために

題の一日も早い解決に区民の皆さん のご協力をお願いします。 であることを正しく認識し、同和問 婚姻・居住・職業の選択などは自由

閣総理大臣に答申しています。

のである」と同和対策審議会は、 全に保障されていないことが差別な

人権週間(12月4日 \sim 12月10日) スローガン

- ▶互いに相手の立場を考えて 豊かな人間関係をつくろう
- ▶部落差別をなくそう
- ▶婦人の地位を高めよう
- 完全参加と平等で、心豊かな

「お 知 b せ」

婦人問題については、 に、国際障害者年につい れ特集掲載されています。

矛盾を、人権週間にあたって、 面、今も不合理な差別を残している

もう

すること

度よく考えてみましょう。 そして、現代社会におけるさまざ

解に立って、

一日も早く解消するこ

まな差別について、十分な認識と理

とを誓い合いましょう。

社会づくりをしよう (国際障害者年)

落差別をなくそう

居住や結婚など

ちに対しては完全に保障されていな の権利と自由が、部落出身者の人た

機会を均等に受け、

具体的には、職業を選び、教育の

落差別は決して無いわけではありま 直接関係のないことに対しては、極 同和問題は潜在化していますが、部 端に無関心だということもあって、 発生しています。 また、就職に関しては、この「地

す。これらについても、本人の人格 で調査する会社もあるとよく聞きま 両親の出身地や両親の職歴や財産ま おいて、本人の学歴のみではなく、 名総鑑」ばかりではなく、 就職時に

この民主主義の世の中で引き続き起 落書き事件がありました。 こうした基本的人権を侵す事件が

3

よく知られた「五つ木の子守唄

代的な現代社会において、そのよう 同和問 おそらく多くの人びとは、この近

権週間にあたって、もう一度同和問題について考えてみましょう。 との一番大切な「基本的人権」が侵されている問題なのです。人 なかでも重大なものが「部落差別」です。これは、人間であるこ 私たちのこの豊かな社会に、いまだに実在するさまざまな差別。 さまさまな 別

いという事実があるのです。 就職・結婚などに関する差別

また、職場のなかで出身地を名指

理に重大な悪影響を及ぼした事件が 職業を記載した図書を売買し、同和 全国の同和地区の新旧地名や戸数・ 地区の人たちの採用・選考・労務管 事極秘特殊部落地名総鑑」という、 就職に関する差別事件として、「人

都市化と人口増加によって、自分に

東京では、第二次大戦後の急速な

けがない、と思われていることでし

ないわれのない部落差別などあるわ

広がった事件、また、ラジオ・テレ が使われたため、同和地区出身者の げない会話のなかで、差別的な言葉 しい事実があります。 や権利をも不当に侵害したという厳 したばかりでなく、親類縁者の自由 し、その同和地区出身者の人権を侵 人びとの心を傷つけ、大きな悲劇に して、差別的言葉を投げかけて侮辱 そのほかにも、日常生活上のなに 数多く日本の伝統文化の中に、息づ 生きてゆくための手段として、歌い、 抑圧の連続そのものでした。 いています。 演じ、造りつづけたものが、現在も はお互いに助け合い、励まし合って

の潤いとし、また日本の誇りともし も、しいたげられた人々によって、 ています。 たとえば、各地に残る民謡の中に そして私たちは、今それらを生活

ビ・雑誌等のなかで使われた差別用

語や、偏見を助長するような悪質な

歌いつがれたものも少なくありませ

以外の点について調査することは、 昨年にひき続き、

先に述べた「人権」にかかわる問題 であるので、注意してもらわねばな 手方の身元調査を依頼し、本籍地へ さらに、結婚をめぐって、親が相

なければなりません。 悪 質な 落 書 き

明るい社会をつくろう

い " されない " 許さない " よう努め 立場を尊重し、差別を絶対に「しな 意味を深く理解し、お互いが相手の 私たちは、人権侵害のもつ重大な ているといえます。

しょう。 社会を築くために皆んなで努力しま せん。私たちは同和問題を正しく認 識し、理解することに努め、明るい の最たるものであり、この問題の解 決なくして真の民主主義はありえま このように、同和問題は人権侵害

の玄関のガラス戸に被差別部落の人 々に対する悪質な落書きがありまし 今年も区の施設

きているのです。

ずらとして見過ごすことはできませ 容であり、いまだに部落差別が生き ん。あきらかに、差別を意識した内 このような落書きは、単なるいた

化と業 別

同和地区の歴史は、厳しい差別と | からも、つらい人々の叫びが聞くも 高めてきました。 みがき、今日、外国での上演を行う 形浄瑠璃、能などを創りだし、芸を に集まった人々は、「河原者」など とさげすまれながらも、歌舞伎、 のの胸を打つように思われます。 など、日本を代表する芸術にまで、 また、土地を追われて、河原など

しかし、その厳しさの中で、人々

の昔、村や町を流して歩いた、門付け であり、それを演じたのも、同様に や大道芸が現代に受けつがれたもの せてくれる、いろいろな演芸も、そ 差別された人々でした。 日常テレビなどで私たちを楽しま

で発展してきたのは、多くの人々の しかし、これらの芸能が、今日ま それを演じた人々の、

努力すべきである」

②同和対策を実施する地方公共団体 の財政上の負担の軽減をはかるこ

③同和問題に関する事件の増発状況

しは、区役所同和対策担当へ。

技の向上を考え、それにはげんだこ よってはぐくまれているからだと思 ために、周囲からの援助によったと 日常に彩りと楽しみを与えてくれた 日本民族の誇りとして、共有する反 われます。 とが大きく作用し、生命のいぶきに ぴきのならない状況の中で、必死に 唯一の生きるための途であり、のっ いうよりも、 私たちは、こうした芸能文化を、

6月20日付の「区のお知らせ第545号」

8月1日付の第549号に、それ

早急な解決をはかるため、次の事項 ①法の有効期間中に、実態の把握に について、適切な措置を講ずるよう 題の重要性にかんがみ、この問題の 付帯決議には、「政府は、同和問 努め、速やかに法の総合的改正お

よびその運営の改善について検討 に向って行われることになりました。 な措置についての検討が、次期国会 属機関)の最終意見をまって、 ▼当面五十七年度の予算措置の善処 ◎同和問題についてのお問い合わせ 対策事業特別措置法にかわる、 れる、同和対策協議会(総理府の付 内閣委員会で了承されました。 したがって、十二月中旬に予定さ 法的 同和

差別をなくすための今後の方向

四十四年同和対策審議会の答申を受 福祉向上のため各種の施策をすすめ 同和地区および出身者の生活安定、 定し、啓蒙普及活動をはじめとして けて、同和対策事業特別措置法を制 国は同和問題の解決のため、昭和

にかんがみ、国民の理解を深める

ため、啓発活動の積極的充実をは

帯決議を含めて、国会で議決されま この措置法の三年延長が、三項の付 解決の見通しがたたないことから、 なりの事業の積み残しや、同和問題 ある昭和五十四年三月が来ても、か しかし、特別措置法の最終年度で をおよそ次のように取りまとめ報告 庫県での実地調査により、その結果 員会の同和対策小委員会は、十 て、十一月二十七日、衆議院内閣委 の延長期限が切れることになりまし 協議会長ほかからの意見聴取や、 十七日に行った、磯村英一同和対策 という内容です そして来年三月には、この措置法 そこで、今後の同和対策につい 月

| 同和問題の解決のために

▼なんらかの法的措置が必要である そしてこの報告は、同二十七日の

人権の共存

210